

平成29年度 税制改正大綱について (雇用均等・児童家庭局関係部分抜粋)

平成29年1月13日

厚生労働省

雇用均等・児童家庭局

1. 大綱の概要

経済社会の著しい構造変化の中で、近年、結婚や出産をする経済的余裕がない若者が増加しており、こうした若い世代や子育て世帯に光を当てていくことが重要である。そのため、個人所得課税においては、各種控除等の総合的な見直しを丁寧に検討していく。

2. 要望の背景・内容

- 現役世代が子育てと仕事を両立できる子育て支援施策を図っていくことは、少子化対策の観点の他、女性の活躍促進の観点、労働力確保を通じた経済成長促進の観点から重要である。労働者の働き方や子育てをとりまく環境が多様化する中、また、地域によって利用できる子育てに係るサービスに差異がある中、子ども・子育て支援新制度による保育等の公的サービスによる対応に加え、柔軟な子どもの預かりサービス利用を必要とする子育て家庭が存在する。
- このようなベビーシッター等の子どもの預かりサービスを利用した際の費用については、子育て家庭が就労することに伴い必要となる経費であり、税制での支援の必要性が高い。
- 仕事と家庭を両立し、女性の活躍を促進する等の観点から、ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用の一部について、税制上の所要の措置を講ずる。

1. 大綱の概要

企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等について課税標準の特例措置を講ずるとともに、事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）等の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について所要の見直しを行う。

2. 制度の内容 ※「○」:非課税、「×」:全部課税

	家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業(利用定員が1人以上5人以下)	
	現行	改正後
固定資産税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3~2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
都市計画税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3~2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合
事業所税		○
不動産取得税	課税標準が 価格の1/2	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3~2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合

	企業主導型保育 (H29/4/1~H31/3/31に助成を受けた事業者)	
	現行	改正後
固定資産税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3~2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合(注)
都市計画税	×	課税標準が 価格の1/2を参酌して 1/3~2/3の範囲内で 市町村の条例で定める割合(注)
事業所税	×	課税標準が 価格の1/4
関税 (給食用脱脂粉乳)	×	○

(注)助成を受けた後、5年間の時限措置